

公益社団法人福岡県柔道整復師会 入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第8条の規定に基づき、公益社団法人福岡県柔道整復師会（以下「本会」という）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の正会員又は準会員として入会しようとする個人又は法人に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の定める入会関係書類の提出を求めることとする。

2 前項の入会申込に対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会関係書類に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会 費)

第4条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する事項は、定款第7条により総会の議を経て別に定める会費規程による。

2 会費滞納に対する催告及び懲戒については、定款第10条による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第9条及び第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会関係書類を提出しなければならない。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の会費があった場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(委 任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別 表)

入会関係書類に記載及び添付する主要事項

1 個人正会員及び準会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 氏名、性別、生年月日、現住所、電話・Fax等
- (3) 柔道整復師の免許登録年月日、免許交付年月日、免許取得場所及び免許証登録番号
- (4) 出身学校の名称及び卒業年度
- (5) 研修歴（資格取得前及び資格取得後）及び開業歴
- (6) 柔道整復師卒後臨床研修制度受講の有無
- (7) 賞罰の有無及び内容
- (8) 正会員の場合の開業予定年月日
- (9) 正会員の場合の施術所の名称、開設者名、施術管理者名及び開業予定住所
- (10) 準会員の場合の研修先施術所施術管理者会員番号及び施術管理者氏名
- (11) 入会後に所属する支部名
- (12) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

2 法人正会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 氏名、性別、生年月日、現住所、電話・Fax等
- (3) 柔道整復師の免許登録年月日、免許交付年月日、免許取得場所及び免許証登録番号
- (4) 出身学校の名称及び卒業年度
- (5) 研修歴（資格取得前及び資格取得後）及び開業歴
- (6) 柔道整復師卒後臨床研修制度受講の有無
- (7) 賞罰の有無及び内容
- (8) 正会員の場合の開業予定年月日
- (9) 正会員の場合の施術所の名称、開設者名、施術管理者名及び開業予定住所
- (10) 準会員の場合の研修先施術所施術管理者会員番号及び施術管理者氏名
- (11) 入会後に所属する支部名
- (12) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
- (13) 法人の登記簿謄本